

# 新型コロナウイルス感染症(疑い含む)の 検査に対する自家診療の取扱いについて

令和3年1月診療分から、新型コロナウイルス感染症の検査費用等について、  
自家診療(保険請求)を認めることといたします。詳しくは以下をご参照願います。

本組合では設立当初から自家診療に係る保険請求は自粛をいただいております。

しかしながら、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、  
今般、自家診療に係る保険請求の制限(自粛)について、下記のとおり取り扱う  
こととしましたのでご案内いたします。

## 記

1. 新型コロナウイルス感染症の検査等について、自粛の対象から除外する。

### 2. 請求範囲

#### (1) 対象疾病

新型コロナウイルス感染症(疑い)

#### (2) 請求内容

次の①～④の範囲内で、少なくとも②の検査を実施した患者であり、  
公費番号28の診療報酬明細書に限る。

また、同一患者の検査は月2回の請求を限度とする。

- ① 初診料または再診料(乳幼児加算のみ加算可)
- ② 検査料 「核酸検出(PCR)」または「抗原検出」
- ③ 判断料 「微生物学的検査判断料」または「免疫学的検査判断料」
- ④ 院内トリアージ実施料

### 3. 自粛対象からの除外を開始する時期

令和3年1月診療分以降の請求とする。